

議案第107号 説明資料

幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員等の旅費に関する条例 (昭和31年8月8日 条例第15号)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、別に定めがある場合を除くほか職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条に規定する職員（非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）をいう。以下同じ。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第34条 略</p>	<p>○幕別町職員等の旅費に関する条例 (昭和31年8月8日 条例第15号)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、別に定めがある場合を除くほか職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条に規定する職員（非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）をいう。以下同じ。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第34条 略</p>